

長野市農業委員会 第9回総会議事録

- 1 日 時 令和2年10月28日(水)
開始時刻 午後1時30分 終了時刻 午後3時17分
- 2 場 所 第1・2委員会室(第一庁舎7階)
- 3 出席委員
1番 善財 良治 2番 池田 昌子 3番 青木 保
4番 曾根 信一 5番 田中 章一 6番 岡村 豊
7番 鈴木 洋一 8番 青木 明夫 9番 小林 清男
10番 村田千代春 11番 佐藤 太吉 12番 小滝 愛子
13番 北村 守 14番 中島 清 15番 林部 安壽
16番 羽田 悟 17番 中澤 澄夫 18番 関 正和
19番 吉原 俊夫 20番 松田 光平 21番 酒井 昌之
22番 塚田 厚 23番 和田 修 24番 北原 幸平
25番 北村 正彰
- 4 欠席委員 無
- 5 会議に出席した職員
農業委員会事務局
事務局長 村松 昭 事務局長補佐 竹下今朝光 事務局長補佐 小林 達也
事務局長補佐 川浦 昇 事務局長補佐 竹内 晃仁 係 長 西澤 忠
係 長 大前 健 主 事 岡田 悠希
農業政策課
係 長 小林 博樹
- 6 議 事
(1) 農地法等に係る事項について
議案第82号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第83号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第84号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について
議案第85号 農振除外等に係る意見聴取について
議案第86号 非農地決定について
報告第33号 農地法第3条の規定による許可(買受適格証明関係)について
報告第34号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
報告第35号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について
報告第36号 農地法第4条の規定による農業用施設(2a未満)の届出について
(2) その他農業委員会業務に係る事項について
報告第37号 第5回長野県農業委員会大会における要請決議(案)について

曾根会長代理 朝夕と一段と寒くなってきたわけですが、北アルプスを見ますと降雪が結構ありまして、今年は少し雪が早いかなという感じがいたします。一段と寒くなりますので、日々の体調管理等、気をつけていただきたいと思います。会長代理の曾根です。本日の進行を務めさせていただきます。

初めに農業委員会憲章の唱和を行います。お手元に農業委員会憲章をお配りしてございますので、ご起立をお願いします。

私が、長野市農業委員会憲章1行目の「長野市農業委員会は」まで申し上げますので、続いてご唱和をお願いします。

【農業委員会憲章唱和】

曾根会長代理 ただいまから、第9回総会を開会いたします。お手元に総会次第及び資料を用意しておりますので確認をお願いしたいと思います。本日の総会につきまして、現在の出席委員数は在任委員25名中25名で全員出席ですので、農業委員会に関する法律第27条第3項に基づき総会は成立しております。

挨拶ですが、初めに青木会長よりお願いいたします。

青木会長 委員の皆さま方におかれましては、秋の収穫時のお忙しいところ、本日の総会に参集いただきまして誠にありがとうございます。私から最近の聞いた点や、皆さま方にお耳に入れておかなきゃならない情報がございますので、一応「農地のつぶやき」という資料で文章ではしたためましたけれども、挨拶として申し上げます。

先週末の24日に長野市農業フェアが市役所隣の桜スクエアで開催されました。天気もよく、多くの市民の皆さんに楽しんでいただきました。役員や一部の委員の皆さんも顔を出していただき盛り上げていただきました。本当に感謝申し上げます。ありがとうございました。例年、市内各所で開催される秋の収穫祭のイベントもコロナ禍で自粛しており、こうしたフェアが数少ない状況の中で、市民の出足も好調でした。農業委員会事務局も、事務局長はじめ担当職員が総出で年金協議会広報用のレジ袋を約650個用意したのですが、たちまち出ってしまったというぐらい出足は好調でした。開催事務局のお話ですと、午前中のみで開催でしたが、来場者が2,000人という予定より非常に多くの方に来ていただいたということです。内容的にはコンパクトな規模でしたが、中身はバラエティーに富んでおりまして、ご家族で楽しまれておられました。去年は開催直前に台風19号の大水害で中止を余儀なくされましたけれども、今年開催は復興への足掛かりとして貴重なイベントとなりました。来年は人も中身もスケールも成長した開催ができるような環境づくりを進めていきたいなと思っております。私自身

感じたことは、できれば市民と関係者との交流の場を拡大し、新規就農者や若い農業後継者にも消費者との接点をもっと活用していただければいいなと感じましたので、また反省会のときに意見を述べたいと考えております。

それから、既に皆さんご承知かと思えますけれども、今月の5日にお隣の飯綱町の平出地区で21歳の青年が、農薬散布でスピードプレイヤーの運転中に横転、下敷きとなり窒息死の報道がございました。若い農業後継者の事故被害は大きなショックでございます。飯綱町の農業委員会の会長とも直接会ってお話する機会がございまして、これから本格的に農業をやろうかといった矢先の事故だったそうです。現場を見るとそんなに急じゃないのですが、ちょっとした拍子でバランスを崩して横転したという話を聞いております。改めて農業機械作業の取り扱いに対する安全教育が求められております。特に新規就農者への事前研修会などを公的にも考える必要を感じました。圃場等の作業環境は大丈夫だったのか、改めて詳細について情報を入手し、対策の水平展開をしていきたいと考えております。農業農村普及センターで、そちらの現場に行って調査をして、その情報を改めて農業委員会等々に流しますという話をされておりましたので、情報が来たらお話ししたいと思っております。

それから10月22日に令和2年度の長野市の表彰式が芸術館でございました。これは毎年、市が長野市行政に多大な貢献をいただいた市民の方を表彰する制度です。今年は農業分野で、私共の同志である先輩3名が、長年の農業委員会活動にご尽力をいただき、その実績と功績が認められ、加藤市長から表彰をお受け取りになりました。現職で20年近く委員を歴任されている、本日もご出席いただいておりますけれども、酒井昌之さん、それから元当委員会の会長を連続2期受けていただき、新体制の基礎をつくっていただきました真島の小山英壽前々会長さん、それから新しい農業委員会の体制のかじ取りをされた豊野町の小島誠前会長さんの3名です。長野市での農業委員会活動のけん引者として、またそれぞれ地域のリーダーとしてご活躍された3名の方々に改めて敬意を表するものです。

裏面ですけれども、ちょうど1カ月前の9月30日、総会と同じ日に、長野市の果樹産業の関係について議論しようということで、農業委員会の任意による果樹産業振興対策に関する意見交換会を行いました。事前にアンケートのお願いをしたということもあって、非常に多くの問題・課題提起、それから具体的な提案もございまして、本日、皆さま方の机の上にその意見の内容、それからグループワークをした結果についての資料をお

配りしておりますので、改めて内容を見ていただければありがたいと思っております。いずれにしても昨年の台風 19 号による被害の傷痕を引きずってはいるものの、長野市農業の屋台骨であります果樹生産の生産額が年々漸減しているという状況にあることを認識いたしております。特に長野市ブランドの川中島白桃を含むモモ関係、それから善光寺平のリンゴはその現象が顕著に表れています。後継者の問題や厳しい気象環境下でのブランド維持はそれなりに大変ですが、先人から永々と積み重ねてきたものは何としても維持してゆかなければなりません。長野市の産業の看板である果樹産業がこのまま衰退していくことに大きな危機感を感じております。問題点や課題の中身を整理し、早々に農林部や議会、また JA 幹部との情報交換会の場で課題提起を行うように考えております。

それから市長に農業意見書を提出ということで、今回は農地利用最適化推進委員も 14 名の方に参加していただきました。今日の皆さん方は全員参加いただいておりますのであれですけども、意見書の内容について、私も回答を確認させていただきましたけれども、今回は率直に言いまして、行政もこんなこと言ったら失礼ですけど、真剣に考えて回答をきちっとしてくれているなど受け止めております。今年は特に、昨年度大災害がありました、それに対する復旧への財源が非常に使われたということで、新しい事業へのお金の使い道については、今回は具体的な提案は控えたわけですけども、いずれにしても提案の中で、回答の中でも一つ一つ得られた内容をきちんとフォローしていきたいと思っております。特に担い手への農地の集積・集約という面では、人・農地プランの実効性を高める取り組みだとか、認定農業者の組織化だとか、それから使い勝手をよくする農地の基盤整備には地元の声をまとめて欲しい、地元さえまとめれば受ける姿勢はありますよという農業政策課の姿勢がございまして、そういったことにきちんと我々農業委員会としても応えていければいいなと思っております。いずれにしても現在、進めている人・農地プランの実質化の地域の話合い等々でもその辺について情報を流していただいて、地域としてまとめてできるものについては、ぜひアクションプランとしてまとめていただけたらありがたいと思っております。

最後に、広報ながの 11 月号が昨日自宅に配られまして、たまたま開きましたら、市長のコーナーで農業が取り上げられておりました。広報ながのは全部で 36 ページあるのですけれども、農業関係について市長が触られることは珍しいことです。今日はそれほど大きな議題、ボリューム的にはありませんけれど

もぜひ読んでいただければと思います。

皆さんの闊達なるご意見をお願いしまして、私の挨拶とさせていただきます。

曾根会長代理 続きまして、村松事務局長より、挨拶及び事務連絡をお願いします。

村松事務局長 農業委員の皆さまにおかれましては、ご多用中、第9回総会にご出席を賜りありがとうございます。何点か、行政報告含めご挨拶を申し上げさせていただきます。

会長のご挨拶にもありましたとおり、コロナの影響によりまして開催の可否も心配されましたけれども、10月19日の農政懇談会が2年ぶりに開催できまして、久しぶりに懇親会を含め有意義な懇談会ができたと感じております。時間の関係で発言できなかった委員もおられるかと思いますが、またご意見、ご質問等ございましたら、事務局なり農林部へお気軽にお問い合わせをいただきたいと存じます。

また、10月24日土曜日ですが、市役所の桜スクエア芝生広場におきまして、長野市農業祭が約2,000人のご来場をいただきまして盛大に開催することができました。併せて御礼を申し上げます。ありがとうございます。

また、会長からご紹介がありました今年度の農業委員等の功労者表彰ということで、市政功労者表彰、10年以上在職者ということで、15期、16期の会長を務められた小山英壽様、17期会長の小島誠様、18期の委員として現職の酒井昌之様には、事務局からも受賞された3名の方にお祝いを申し上げ、これまでの努力に対して改めて敬意と感謝を申し上げます。なお11月11日に松本市で開催されます第5回長野県農業委員大会の席上において、全国又は長野県の農業会議会長から3名の方が表彰されることになっております。

続きまして台風災害の復興についてですが、早いもので今年の令和元年東日本台風から1年が経過しました。被災地においてはリンゴが色付きまして、本年も収穫の秋を迎えられたことは復興への第一歩だと感じております。なお、11月3日、文化の日ですが、千曲川沿線の被災した市町村が連携して復興の花火事業が行われます。長野市内におきましても各所で花火が一斉に上がりますので、災害復興、コロナ終息を祈願しながら、ご覧いただきたいと存じます。

次に、新型コロナウイルス感染症の状況ですが、長野市内の直近では10月19日に1名の方が確認され、10月は4人ということで、4月からの集計では67件を確認しているということ

です。長野県内におきましては、県下レベル1で、延べ334件でございます。未だ終息がされてないわけでした、マスクの着用、手洗い等の感染予防の徹底をお願いします。なお、今後の市の行事でございますけれども、お手元に長野方式というタイトルで資料が置かれておりますとおり、いわゆる会場収容人数の5割を目安に今後、順次開催していくということですので、ご協力をお願いしたいと存じます。

また、お気付きのことと思えますけど、本庁舎におけるコロナウイルス感染対策を強化するために、本日から本庁舎の出入口そばに各1カ所ということで、サーマルカメラによる検温を職員も含めて実施しております。ご不便をお掛けしますがよろしくをお願いいたします。また、コロナの影響による経済対策としての「ながのビッグプレミアム商品券」の申し込み状況ですけれども、新聞報道等にもありますように、発行総額が既に超えておまして、配分は半分以下位になってしまうのではないかなということですが、コロナの影響で落ち込んだ市内経済活性化のため、地域の消費拡大にご協力をお願いします。

話は変わりますが、10月23日の全国農業新聞で、主食用の米の民間在庫量の増加ということで、来年は10万ha、生産量にして50万トンの減反が必要との記事がありました。一方、コロナとコメ消費と題した論評では、米や野菜の消費が多い日本をはじめアジア諸国は、小麦消費量の多い欧米諸国に比べて感染者、死者数が少ないというような論評もございました。科学的に証明されれば、米消費が拡大し、米が人類を救うといっても過言ではなく、減反どころか増産が必要になると感じますがいかがでしょうか。

終わりに、近頃、朝晩気温が下がって寒さも感じます。来月に入りますと11月2日、安曇野市、松本市への視察研修、11月11日は長野県の農業大会等々ございます。中信方面へ行く機会が多くなりますけれど、体調管理には十分お気を付けいただき、ご参加いただきたいと存じます。

本日の議事事項は、農地法の許可案件等、議案5件、報告5件でございます。慎重審議をお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。

曾根会長代理 続きます議長就任ですが、長野市農業委員会総会会議規則第6条の規定により、会長が議長となっておりますので、青木会長に就任していただきます。よろしく申し上げます。

議長 規定によりまして、議長を務めさせていただきます。スムーズな議事進行ができますよう、委員各位のご協力をよろしくお

願いをいたします。着座にて進行させていただきます。

それでは最初に、議事録署名人の指名を行います。議席番号 19 番 吉原俊夫委員と、議席番号 20 番 松田光平委員にお願いいたします。

議事に入る前に確認します。農業委員会等に関する法律第 31 条に、農業委員会の委員は自己または同居の親族もしくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができないとの規定がございます。事前にこの規定に該当するとの申し出はありませんが、ここで再確認いたします。本日の議案案件の中に、委員の同居の親族、委員の配偶者が当事者、同意者、利害関係者などとなっている方がございましたら、お申し出ください。

【該当者なし】

議 長 ないことを確認しました。それでは議案の訂正等がございましたらお願いします。

事務局 西澤係長 本総会での議案の訂正はございませんので、よろしくお願いをいたします。

議 長 それでは議案審議に入ります。最初に、議案第 82 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

小林事務局長補佐 初めに本日の資料ですが、農地法の議案は、本冊と入っている資料の他に、農振法の議案の別冊 1 がございます。

それでは、議案第 82 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について説明申し上げます。第 9 回総会農地法等議案の 1 ページをご覧ください。1 番から 2 ページの 7 番までの 7 件でして、内容は所有権移転案件が 5 件、賃貸借権設定案件が 1 件、使用貸借権設定案件が 1 件となります。また、2 ページの 5 番と 6 番の計 2 件、受人 2 名は農家創設案件です。申請案件の内容につきましては、全ての農地等を効率的に利用して耕作等を行うと認められない場合、別段面積に達しない場合、周辺農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じる恐れがある場合など、農地法第 3 条第 2 項の各号に掲げる許可することができない案件について確認したところ該当しておりません。従いまして、いずれも許可要件を満たすと判断いたしました。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 ただいま事務局から説明がございました。本議案は長野市農業委員会規則第 3 条第 8 項の規定により、各地区調査会で総会に付すべき意見を検討いただいております。それでは 1 番から 7 番について、各地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。初めに、北部地区調

- 査会長から1番と2番、お願いします。
- 関 地区調査会長 番号1番、2番の2件につきましては、地域との調和要件等、支障が生じる恐れがないと認められるため、北部地区調査会では許可相当と判断をいたしました。
- 議 長 引き続きまして、中部地区調査会長から3番、お願いします。
- 北村地区調査会長 番号3番ですけれども、以前から賃借していたものを引き続き耕作するというでありまして、許可条件に適合しており問題ありません。
- 議 長 続きまして、南部地区調査会長から4番、お願いします。
- 村田地区調査会長 番号4番は有償による所有権移転です。地区調査会で検討した結果、下限面積等の条件を満たし、また受人は3年前に農家創設し積極的に農業に取り組んでおります。問題ないと判断しました。
- 議 長 続きまして、東部地区調査会長から5番から7番をお願いします。
- 北村地区調査会長 番号5番と6番は農家創設です。5番につきましては退職されて、その後、農業を一生懸命やっていきたいということです。6番につきましては、オーストラリアのタスマニアから去年戻られてカフェをやっておりまして、そこで使う野菜も作っていききたいということでもあります。営農計画等をお聞きしましても、特に問題はないということでもあります。あと7番ですが、今まで使っていた土地を、持っていた畑の方が施設に入られるということで購入をして、そこで野菜を作ろうということがありました。これについても許可条件に適合しておりますので問題ありません。
- 議 長 これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明並びに各地区調査会長の報告について、発言のある方は挙手をお願いします。
- 【質疑なし】
- 議 長 意見がないようですので採決を行います。議案第82号につきまして、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。
- 【全員挙手】
- 議 長 全員の方の挙手を確認しましたので、議案第82号は許可と採択をされました。
- 続きまして、議案第83号 農地法第5条の規定による許可申請について を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします
- 小林事務局長補佐 議案第83号 農地法第5条の規定による許可申請について説明申し上げます。議案の3ページをご覧ください。番号1番から5ページの9番までの9件ですが、地区調査会で報告させて

いただきましたとおり5番が取り下げとなりましたので、8件になります。1番は自己用住宅を建築する転用案件です。市街化調整区域での建物建設のため建築指導課の開発許可も必要であり、そちらも申請済みで許可見込みの予定です。2番は資材置き場を設置する転用案件です。3番は農家住宅と農業用倉庫の建築の他、庭等を整備する転用案件です。4ページをご覧ください。4番は駐車場設置の転用案件です。6番は既存敷地を拡張し駐車場を設置する転用案件です。転用面積が5,103㎡と、長野県農業委員会ネットワーク機構に意見を求める条件の3,000㎡を超えておりますので、北信地区常設審議委員会並びに県常設審議委員会で審議いただいた結果を踏まえて、長野県で許可、不許可の判断を行うものとなります。5ページをご覧ください。7番は既存敷地を拡張して自己用住宅の建築と駐車場を設置する転用案件です。こちらも市街化調整区域での建物の建設のため開発許可の申請済みで許可見込みの予定です。8番は農家分家住宅を建築する転用案件で、7番同様、市街化調整区域での建物の建設のため開発許可の申請済みで許可見込みの予定です。9番は資材置き場と駐車場を設置する転用案件です。以上、説明申し上げました申請案件のその他の内容につきましては議案に記載のとおりとなっております、許可要件に照らし立地基準等、特に問題ないと判断いたしました。

なお、先月の総会で許可すべきものをご決定いただき、県に進達した案件ですが、第4条の規定による許可申請は3件、全てが許可済みとなっております。また、5条の規定による許可申請につきましても12件、全てが許可済みとなっておりますので報告いたします。ご審議のほど、お願い申し上げます。

議 長 　　ただいま事務局から説明がありました。それでは1番から9番につきまして、各地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いいたします。初めに北部地区調査会長から、1番から3番お願いします。

関 地区調査会長 　　番号1番から3番の3件につきましては、周辺農地の営農条件等に支障の生じる恐れがないと認められるため、調査会では許可相当と判断をいたしました。

議 長 　　続きまして、中部地区調査会長から4番をお願いします。
北村地区調査会長 　　番号4番でありますけども、周りが既に宅地に囲まれておりまして、周辺農地の営農要件に支障が生じる恐れがないため調査会で許可相当と決しました。

議 長 　　続きまして、南部地区調査会長から6番と7番、お願いします。

村田地区調査会長 　　番号6番と7番を調査会で検討した結果、いずれも許可要件

- に適合しているため、問題ないと判断しました。
- 議 長 それでは、東部地区調査会長から8番と9番をお願いします。
- 北村地区調査会長 番号8番ですが、農家分家住宅の建築ということです。北原さんは、今回使用貸借する旦那さんと奥さんの、奥さんのお父さんで、その農地を使って住宅を建てるということであります。9番は資材置き場ということで、残土とか駐車場と足場を置くというような部分であります。周辺の農地等に問題、影響がないということで問題ありません。
- 議 長 これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明並びに各地区調査会長の報告について、発言のある方は挙手をお願いします。
- 【質疑なし】
- 議 長 それでは、意見がないようですので採決に入ります。議案第83号を許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。
- 【全員挙手】
- 議 長 全員の挙手を確認しました。議案83号は全て許可相当と決定し、申請書に意見書を添付して県知事に進達いたします。
- 続きまして、議案第84号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。
- 小林事務局長補佐 議案第84号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について説明申し上げます。7ページをご覧ください。1番は令和2年5月13日に許可となっております排水管敷設工事に係る仮設現場事務所と資材置き場の一時転用案件です。右側の変更内容・理由欄をご覧ください。変更理由は、発注者である長野市から工期延長の申し入れがあったため、変更内容のとおり一時転用期間を延長するものです。以上、変更申請1件について承認をいただくものですが、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。
- 議 長 ただいま事務局から説明をいただきました。続いて北部地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いします。
- 関 地区調査会長 長野市より工期延長の申し出があった事案でありますので、問題がないと判断いたしました。
- 議 長 これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明並びに地区調査会長の補足説明について、発言のある方は挙手をお願いします。
- 【質疑なし】
- 議 長 意見がないようですので採決を行います。議案第84号を承

認相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長 全員賛成ですので、議案第 84 号を承認相当と決定し、申請書に意見書を添付して県知事に進達いたします。

続きまして、議案第 85 号 農振除外等に係る意見聴取についてを議題といたします。農業政策課から説明をお願いします。

農業政策課 今回、お配りした資料は 2 冊ございまして、一つは右上に別冊 1 と書いてある厚い資料になります。もう一つは同じく右上に別冊 1 補足資料と書いてあります。今回、27 号計画という特例の措置の案件が 2 件ございしますが、そちらに対する資料が説明資料です。この 2 冊で説明をいたします。

小林係長 まず別冊 1 の資料の 1 ページをお願いします。今回の農業振興整備計画の変更は、農振除外が 8 件、軽微変更は 4 件です。進行方法ですが、まず除外 8 件を一括で説明し、質疑応答をし、意見決定をしていただき、続いて軽微変更 4 件を一括で説明し、質疑応答し、意見の決定をしていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

議長 長 ただいま農業政策課より進行方法について説明がありましたが、特にご異議ございませんか。

【異議なし】

議長 長 それでは農業政策課から説明のありました進行方法により審議を行いたいと思いますので、お願いします。

農業政策課 初めに農振除外案件について説明をいたします。今月は案件がたくさんございますので、少し駆け足になってしまうかもしれませんがお願いいたします。

小林係長 別冊 1 の 3 ページをお願いします。除外番号 1 ですが、事業計画者は〇〇さん、土地所有者は〇〇さんのお父さんである〇〇さん、除外申出地は風間〇〇、地目は田、事業計画内容は農家住宅で、除外面積は 236 m²。善光寺平土地改良区と長野平土地改良区の受益地ですが土地改良事業等の実施はありません。農地法は 3 種農地の原則許可で転用見込みあり、開発許可は農家住宅のため許可不要となっていることを確認しております。また、除外 5 要件は全て満たしている状況です。その一番下の説明ですが、転用事業者は今年、農家創設をし、父、母とともに休日は現住所である須坂市から通ってリンゴ、モモ、キュウリ、トマト、ナス等を、経営面積 5,400 m²ほどで栽培をしている。今回の申出地は、その耕作地や実家の近くで農業用倉庫も隣接しており、農業の効率化を図るため建設したいものでございます。4 ページですが、こちらの斜線の部分が申し出地です。斜線の部分は 236 m²です。5 ページはその斜線部分の中の配置

図で、住宅、駐車スペース、庭がこのような配置になっております。6ページはその住宅の平面図、7ページは立面図で、2階建ての建物を建てたいというものですので、参考にご覧ください。

次に8ページの除外番号2ですが、事業計画者は〇〇で、土地所有者は〇〇さん、除外申出地は篠ノ井西寺尾〇〇、地目は畑、事業計画内容は墓地の駐車場で、除外面積は433㎡です。下堰土地改良区の受益地ですが土地改良事業の実施はありません。農地法は1種農地の既存施設の拡張で転用見込みあり、開発許可は建築物がないため許可不要となっていることを確認しております。また除外5要件は全て満たしている状況です。一番下の説明ですが、今回の申出地は、お寺の墓地拡張に伴う駐車場の新設にあたり、その一部に該当するものです。既存施設のお寺、墓地等は5,059㎡です。9ページは申出地、位置図で、この斜線の部分です。ちょうど網が掛かって色が濃くなっている所が農振農用地の始まりになります。その他は白地ですが、拡張することで一部、掛かるということで、この1筆分だけ申し出が出てきたものです。10ページは平面図です。下のところに三角を太線で囲ってある、こちらの部分が農振農用地、青地に掛かる部分ですので、参考にご覧ください。

次に11ページの除外番号3ですが、事業計画者は〇〇さん、土地所有者は〇〇さんのお父さんです。除外申し出地は富竹〇〇、地目は田、事業計画内容は農家分家住宅で、除外面積は494㎡。善光寺平土地改良区と長野平土地改良区の受益地になっておりまして、県営かんがい排水事業の完了後の8年経過終了年度は令和2年度で、8年未経過地になっている場所です。除外5要件ですが、下の①から④までは満たしておりますが、⑤番の土地改良事業については完了8年未経過地になっており、条件を満たしていない状況です。一番下の説明ですが、事業計画者は申出者の次男で、妻とアパート暮らしをしていたが、長男の誕生により手狭になってきている。また両親が高齢になってきて、事業計画者が農業を手伝うためにも実家近くの当該地に農家分家住宅の新築を計画するものでございます。なお、実家は長男が農業を継ぐという予定であります。当該地は土地改良事業完了8年未経過地であるため、長野地域の農業に関する計画、27号計画と言っておりますが、そちらに位置付け、使用状況の検証を行うというものでございます。

それでは27号計画について説明いたします。別冊1の補足資料の1ページをご覧ください。市町村が定める27号計画に位置付けられた施設の用に供する場合は、土地改良事業完了後

8年未経過であっても農振除外はできると法令に規定されております。27号計画は市町村が策定するもので、地域の特性に応じた農業の振興を図るために必要な施設が対象となります。具体的には、こちらに箇条書きをした要件など農振法施行規則第4条の5第1項第27号に規定される13の要件全てを満たす施設が対象となります。本件は、本総会で意見を聴取し、その後、公告、縦覧を行うことで、イトロの要件を満たすことになり、その他の要件は全て満たしていることを確認しております。なお、この表の中のりですが、8年未経過の面的整備なしとありますが、この表の下の米印の1の注意書きがありますが、面的整備とは区画整理、農用地の造成、埋め立て、干拓のことで、今回の除外に係る土地改良事業は県営かんがい排水事業、用水路の改修であり、要件にある面的整備ではなく、線の整備に該当するという事になっておりますので、面的整備とは主には補助整備とかそういうものをいっておりますが、面的整備はなしとなります。また、長野市では、法令に定めるもの以外について定める27号計画に係る事務処理要領を定め、計画に位置付ける施設を6つの種類に限定しています。同じ資料の4ページの下にございますが、その6つの種類というのは、上から言いますと、農家住宅、分家住宅、農業経営に係る施設、既存施設の拡張に該当する施設、公共事業等実施により収用された施設の代替施設、その他農業振興及び地域振興に資する施設と定めておまして、本件は分家住宅に該当するものです。3ページと4ページに係る法令を抜粋して掲載しておりますので、またご覧いただきたいと思っております。

それでは除外の説明に戻ります。別冊1に戻っていただきまして、12ページは申出地の位置図で、この斜線の部分のL字形になっておりますが申出地です。13ページはその申出地の中の配置図で、この斜線の部分が建物でございます。14ページはその建物の平面図、15ページは立面図で、平屋建ての建物を建てたいというものですので、参考にご覧ください。

次に16ページの除外番号4ですが、事業計画者は〇〇株式会社、土地所有者は〇〇さん外11名、除外申出地は若穂川田〇〇外12筆、地目は全て畑です。除外の筆の詳細につきましては、同じ資料の2ページに申出地の一覧を載せてございますのでご覧ください。16ページですが、事業計画内容は駐車場、除外面積は4,614㎡。川田土地改良区の受益地ですが土地改良事業の実施はありません。農地法は1種農地の既存施設の拡張で転用見込あり、開発許可は建築物なしのため許可不要ということを確認しております。また除外5要件を全て満たしている状

況です。一番下の説明ですが、事業計画者は主に金属、樹脂、セラミック等の表面処理加工業を営んでおり、既存敷地は工場・倉庫・駐車場等として利用している。従業員は現在 124 名いるが、駐車場スペースは 67 台分で、不足分は時差出勤やシフトの見直しで対応している。今回、事業拡大により、従来の駐車場に倉庫を建設と大型トラックの待機場所とするため、新たな駐車場 97 台を隣接地に確保して業務の効率化及び安全性を図りたいもの。なお、計画地はアスファルト舗装し、周辺にフェンスと消毒飛散防止ネットを設置する計画です。17 ページが申出地の位置図で、斜線の部分が申出地の位置図です。この道路を挟んだ左側、西側になりますが、こちらの三角の一角に〇〇株式会社の既存施設がございます。18 ページは全体の配置図ですが、3 方を太線で囲ってあります所が今回の申出地で、道路を挟んで下側、この方向でいうと西側が既存の事業用地です。その既存事業用地の①と小さく書いてありますここが現在 24 台の乗用車の駐車場になっています。こちらを今度トラックの待機スペースとして、その下にある②番が 43 台の乗用車の駐車としてしておりますが、こちらに倉庫を建設することにより駐車ができなくなるため、新たに乗用車 97 台と、トラック 5 台の駐車場を確保したいということです。従業員は先ほど申し上げたとおり 124 名いますが、時差出勤のため今回の収容台数で計画をされたものでございます。19 ページが新設する駐車場の計画図で、周囲 3 方向、出口、入口と書いてある所は道路に面しておりますので、その他の 3 方向を高さ 120cm のネットフェンスと、高さ 4 m の消毒飛散防止ネットで囲い、周辺農地で農薬散布をしても車両に飛散しないように対策をしていますが、もし飛散しても被害の申し立てをしないことを周囲の土地所有者全員と誓約を交わしております。20 ページが既存敷地に建設する倉庫の立面図です。これは青地に建設するものではなく、白地の今ある既存敷地に建てるものですので、参考にご覧ください。

次に 21 ページの除外番号 5 ですが、事業計画者は〇〇株式会社、土地所有者は〇〇さん、除外申出地は若穂牛島〇〇、地目は田、事業計画内容は資材置き場で、除外面積は 500 m²。川田土地改良区の受益地ですが土地改良事業の実施はありません。農地法は 1 種農地の隣接地と一体の同一事業で転用見込みあり、開発許可は建築物なしのため許可不要とを確認しております。また、除外 5 要件は全て満たしている状況です。一番下の説明ですが、事業計画者は主に建設業を営んでおり、隣接敷地を資材置き場として現在利用しております。今後の事業展開

として、産業廃棄物収集運搬業を拡大していきたいことから、運搬車4台の駐車場、転回スペース及び産業廃棄物の種類別の積み替え保管場所が必要となったが、既存敷地はスペースが不足することから、事業敷地を拡張して産業廃棄物の保管場所を確保したいものです。なお、計画地は砂利敷きとし、保管場所には鉄板を敷くという計画です。22ページが申出地の位置図です。この斜線の部分が位置図になっています。23ページは敷地の利用図で、点線で囲ってある場所が今回の申出地です。24ページは求積図で、既存の敷地が約1,000㎡ありまして、今回の申出地が500㎡という求積図でございます。25ページは周囲に設置する安全鋼板の構造図ですので、参考にご覧ください。

次に26ページの除外番号6ですが、事業計画者は〇〇さん、〇〇さんの親子で、土地所有者は〇〇さん、除外申出地は篠ノ井岡田〇〇、地目は畑、事業計画内容は農家住宅で、除外面積は346㎡です。上中堰土地改良区の受益地ですが土地改良事業の実施はありません。農地法は1種農地の集落接続で転用見込みあり、開発許可は農家住宅のため許可不要となっていることを確認しております。除外5要件は全て満たしている状況です。下の説明ですが、事業計画者は父と娘であり、父親夫婦は信州新町で農業、水稻、野菜を主に4,500㎡ほどの耕作面積で営んでおり、三本柳で一人暮らしをしている後継者の長女が休日に農業の手伝いをしている。信州新町の自宅は築90年を超え老朽化が著しく建て替えを検討しているが、現所在地は山間地域のため日常生活が不便で、また傾斜地で土砂災害等が懸念されることから当該地に農家住宅の新築を計画するものです。また、申出地は信州新町へ向かう幹線道路に近く、長女も同居し、家族3人で通いながら農業を続けていきたいというものです。27ページは申出地の位置図で、この斜線の部分です。28ページは配置図で、駐車場のスペースと建物のスペース、配置図です。29ページは平面図、30ページは立面図です。平屋の建物です参考にご覧ください。

次に31ページの除外番号7ですが、事業計画者は〇〇さん、〇〇さん夫婦、土地所有者は〇〇さんの祖母に当たる〇〇さん、除外申出地は篠ノ井布施五明〇〇、地目は畑です。事業計画内容は農家分家住宅で、除外面積は290㎡です。上中堰土地改良区の受益地ですが土地改良事業の実施はありません。農地法は1種農地の集落接続で転用見込みあり、開発許可は農家分家住宅で許可見込みありということを確認しております。また、除外5要件は全て満たしている状況です。下の説明ですが、事業計画者は現在、名古屋市内の賃貸住宅に夫婦と長男の3人

で生活している。長男の成長に伴い賃貸物件では手狭になっており、また母親が1人でリンゴ6,000㎡ほどの農業を営んでおりますが、手伝うために実家近くの当該地に農家分家住宅の新築を計画するものです。なお、実家の農業は次女が後継していく予定ということです。32ページが申出地の位置図で斜線部分です。33ページはその位置図の中の配置図です。34ページは平面図、35ページは立面図、2階建ての建物ですので参考にご覧ください。

次に36ページの除外番号8ですが、事業計画者は〇〇さん、土地所有者は〇〇さんのお父さんである〇〇さん、除外申出地は北長池字〇〇、地目は田、農業後継者別棟住宅と車庫で、車庫のみ既に建っている追認という形です。除外面積は396㎡。善光寺平と長野平土地改良区の受益地で、県営ため池整備事業長野第3期地区に該当しておりまして、事業完了後の8年経過終了年度は令和4年度になっており、8年未経過地に入っております。下の除外5要件ですが、①から④番までは満たしておりますが、先ほどと同じ⑤番については8年未経過になっており要件を満たしていない状況です。一番下の説明ですが、事業計画者は申出者の長男で、妻と子どもと賃貸住宅で生活をしているが、次男の誕生により手狭になってきている。また、両親が農業で田1,800㎡ほど作っておりますが、こちらの手伝いを継いでいくために、実家の隣接地に農業後継者別棟住宅の新築を計画するものです。なお、申出地内にある車庫は、実家で暮らす転用事業者の両親及び弟が利用しており、農業地区域の除外が必要という認識がなかったため、今回、転用事業者に譲渡をして、改めて申出をするものです。

当該地は土地改良事業8年未経過地であるため、長野地域に関する計画27号計画に位置付けて、使用状況の検証を行うというものです。こちらにつきましても27号に該当する案件ですので、もう一度、補足資料で説明いたします。2ページ開いていただきまして、先ほどと同じ説明の部分は省略をさせていただきますが、イからワの13の要件全てを満たすものが対象となりまして、総会での意見聴取、その後の公告、縦覧を行うことで、イとロの要件を満たすことになり、その他の要件は満たしていることを確認しております。なお、リの8年未経過に面的整備なしとありますが、その下に注意書きのありますとおり、今回の除外に係る土地改良事業は県営ため池整備事業、中身としては排水路の改修でありまして、線的整備に該当するため面的整備なしということになります。また、27号計画事務処理要領では、本件は先ほど6つの種類という説明をしました

が、農家住宅に該当するものでございます。

それでは説明に戻ります。別冊1の資料に戻っていただいて37ページをお願いします。斜線は申出地の位置図、38ページは配置図、39ページは平面図、40ページは立面図、41ページは既存車庫の配置図と立面図ですので参考にご覧ください。

農振除外については以上8件ですが、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま農業政策課より説明をいただきました、農振除外8件ですけれども、各地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いします。初めに北部地区調査会長から1番、3番、8番をお願いします。

関 地区調査会長 農振除外の1番、3番、8番につきましては、要件を満たしておりまして問題ないという判断をいたしました。

議 長 続きまして南部地区調査会長から2番、6番、7番をお願いします。

村田地区調査会長 農振除外の2番、6番、7番を調査会で検討した結果、周辺農地に影響を及ぼす恐れがないと判断しました。

議 長 続きまして、東部地区調査会長から4番、5番をお願いします。

北村地区調査会長 農振除外の4番は、会社に隣接する場所に新たに駐車場を確保するという内容ですが、ここは工業団地のそばにある土地で、1種農地の優良農地がこのように潰れちゃうという問題はあるということですが、除外要件を満たしていることから問題なしと判断しました。

5番ですが、事業敷地を拡張して資材置き場と産業廃棄物の保管場所を確保するという内容です。この場所は今年の台風19号のときにも水に浸かり、それ以前にも水に浸かったということでもあります。廃棄物の中には木くずとか繊維くずとかの流れ出るような資材がありまして、その事業を実施している中で、大雨で浸水した場合に農地に流れるような可能性があるということで、周辺の農地に影響を与えるという観点から、現時点では対策が不十分ということで、東部地区調査会としては継続審議、審査が必要と判断しました。

議 長 これより質疑に入りますが、除外番号5番につきましては東部地区調査会長から、引き続き調査を行った上で意見を決定したいという報告をいただきました。申請者の了解も得られておりますので、そのように取り扱いたいと思います。

それでは先ほどの農業政策課の説明並びに各地区調査会長の報告について、意見のある方は挙手をお願いします。

【質疑なし】

議 長 ないようですので、採決を行います。議案第 85 号の除外案件 8 件のうち、除外番号 5 を除いた 1 番から 4 番と、6 番から 8 番の 7 件について、除外することが相当と決することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の賛成をいただきましたので、除外案件 7 件については除外することが相当であると決定し、長野市長に意見を提出させていただきます。また、5 番については東部地区調査会長から報告のとおり継続審査とすることにいたします。それでは続いて、軽微変更案件につきまして説明をお願いします。

農業政策課 小林係長 続いて、軽微変更案件について説明いたします。資料の 42 ページの軽微変更番号 1 ですが、事業計画者、土地所有者ともに〇〇さん、申出地は篠ノ井東福寺〇〇、地目は田です。事業計画内容は農業用倉庫の追認で、軽微変更面積 49 m²、下堰土地改良区の受益地ですが土地改良事業の実施等ありません。農地法の見込みは 1 種農地の農業用施設のため 2 a 未満の届出となり、開発許可の見込みは農業用施設のため許可不要となっていることを確認しております。除外 5 要件ですが、軽微変更は変更後も農業の用に供することから、⑤番の土地改良事業等完了から 8 年未経過については条件を満たす必要がないため、①番から④番まで条件を満たしていることを確認しております。下の説明ですが、事業計画者は申出地で果樹栽培を行っており、作業効率上、栽培圃場で使う藁やコンテナを保管する農業用施設を建設し利用している。農業用区域の用途区分変更が必要という認識がなかったため今回、改めて申出をするものです。43 ページは斜線の部分が申し出地の位置図、44 ページはその場所の求積図で、7 m×7 m の 49 m² という資料です。45 ページは平面図と立面図、46 ページは倉庫内部の格納図、コンテナを挟むように両側に藁を置くという、47 ページは既に使っている現況の写真ですので、参考にご覧ください。

次、48 ページの軽微変更番号 2 番ですが、事業計画者、土地所有者ともに〇〇さん、申出地は若穂保科〇〇、地目は畑です。事業計画内容は農業用倉庫及び通路で、軽微変更面積 168.73 m²、土地改良区の受益地ではなく、土地改良事業の実施もありません。農地法の見込みは 1 種農地の農業用施設のため 2 a 未満の届け出となり、開発許可の見込みは農業用施設のため許可不要ということを確認しております。除外 5 要件は①から④番まで条件を満たしていることを確認しております。下の説明ですが、事業計画者は主に梨や梅、ジャガイモ、タマネギを栽培しており、自宅敷地に農業用倉庫を建設するスペースがないた

め、隣地の申出地に建設し農機具や収穫物を保管したいというものです。49 ページですが、この筆の太く囲ってある筆の中の一部、斜線の部分が今回の軽微変更の申出地です。50 ページは申出地の求積図と配置図です。51 ページは建物の平面図と格納配置図、このような形で機械や、採れた農産物を格納、収納したいということです。52 ページは立面図でございますので、参考にご覧ください。

次に 53 ページの軽微変更番号 3 番ですが、事業計画者、土地所有者ともに〇〇さん、申出地は柳原〇〇、地目は畑です。事業計画内容は農業用倉庫の追認で既に建っているものです。軽微変更面積は 34.38 m²、長野平土地改良区の受益地ですが土地改良事業の実施はありません。農地法の見込みは 1 種農地の農業用施設のため 2 a 未満の届出となり、開発の見込みは農業用施設のため許可不要となっております。除外 5 要件ですが、①から④番までの条件を満たしていることを確認しております。下の説明ですが、事業計画者は北長野地区と柳原地区で水稻と野菜栽培を行っている。北長池は自宅に農業用機械を保管しているが、柳原の農地は自宅から 700m ぐらい離れており、作業効率上、農業用機械及び資材等を保管する農業用施設を建設し利用している。農用地区域の用途区分変更が必要という認識がなかったため今回、改めて申出をするものです。54 ページの斜線部分が申出地の位置図、55 ページは今回、変更申出する求積図、56 ページはその建物の配置図と収容の状況です。この太枠のところは建物ですが、道路から土間コンと書いてある部分は入り口で、車を止めたり、あと太枠の中にはこのような形で乗トラなどを収容している状況です。57 ページが現況の写真ですので、参考にご覧ください。

最後に 58 ページの軽微変更番号 4 ですが、事業計画者は〇〇、土地所有者は〇〇さん、申出地は篠ノ井塩崎〇〇外 1 筆、地目は畑です。もう一筆の詳細は 2 ページの下の表をご覧ください。事業計画内容は農業用車両・機械及び従業員の駐車場の追認で、軽微変更面積 513 m²、塩崎水利組合の受益地ですが、土地改良事業の実施もありません。農地法の見込みは 1 種農地の農業用施設で見込みあり、先程訂正していただきましたが、開発許可は農業用施設のため、許可不要となっております。除外 5 要件ですが、①から④番まで条件を満たしていることを確認しております。次にその下の説明ですが、転用事業者は農事組合法人であり、米、小麦、大豆を主体に大規模に営農に取り組んでいる。今回の申出地は、拠点としている作業所に隣接しており、作業の効率化を図るため、従業員・農業用機械、コン

バイン等・トラックの駐車場として利用しており今回、改めて申出するものです。59 ページは申出地の位置図で、斜線の部分 2 筆が申出地です。60 ページは、その斜線部分をどのように利用しているかという利用配置図です。太い線で囲われているこちらが 12 台の従業員の車を停めていると、あと点線の部分が軽トラック 6 台と、その上には軽のバン、さらに上には農作業機械の移動等で使う 4 トントラック、コンバイン、8 トントラック等を駐車している状況です。あとトラックから荷降ろし作業もあるため、スペースを確保していると、一部砂利敷きになっているようです。61 ページですが現況の写真ですので、参考にご覧ください。

軽微変更については以上ですが、ご審議のほど、よろしくお願ひします。

議 長 ただいま農業政策課より軽微変更案件の 4 件につきまして、説明いただきました。それでは各地区調査会長から補足説明並びに検討結果に基づいた意見の報告をお願いします。初めに北部地区調査会長から 3 番、お願いします。

関 地区調査会長 軽微変更 3 番につきましては、条件を満たしておりますので問題ないと判断をいたしました。

議 長 続きます、南部地区調査会長から 1 番と 4 番、お願いします。

村田地区調査会長 軽微変更 1 番、4 番ともに問題ないと判断しました。

議 長 続きます、東部地区調査会長から 2 番お願いします。

北村地区調査会長 軽微変更 2 番につきましては、農業用倉庫を建てて通路を整備するというものでありまして、除外要件を満たしていることから、問題なしということで判断しました。

議 長 これより質疑に入ります。ただいまの地区調査会長の報告について、発言のある方は挙手をしてお願いします。

【質疑なし】

議 長 ないようですので採決を行います。議案第 85 号のうち、軽微変更案件につきまして、用途区分変更することが相当と決することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の賛成を確認できましたので、軽微変更案件につきましては用途区分変更することが相当であると決定し、長野市長に参考意見を提出いたします。

以上で議案第 85 号 農振除外等に係る意見聴取について を終了いたします。

続きます、議案第 86 号 非農地決定について を議題といたします。事務局より議案の説明をお願いします。

小林事務局長補佐 議案第 86 号 非農地決定について説明申し上げます。もう一度、農地法等議案の 9 ページをご覧ください。非農地決定ですが、農地利用状況調査で山林・原野と判定された農地につきましては、農地所有者に調査結果と非農地通知交付申請書を送付いたします。農地所有者から非農地通知交付申請書が事務局に届き、総会で非農地決定を議決いただきますと、農地所有者本人へ非農地決定通知書を発行し、この時点で農業委員会の農地台帳へも非農地として反映させます。また、農地所有者は送付された非農地決定通知書を添付して、法務局で地目変更登記を行うことができます。12 ページをご覧ください。表の下に集計が載っております、今月ご決定いただくものは、山林 82 筆、原野 6 筆の計 88 筆で、面積は延べ 25,908.16 m²となります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議 長 ただいま事務局より説明がありました。これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

【質疑なし】

議 長 ないようですので採決を行います。議案第 86 号を原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議 長 全員の賛成をいただきましたので、議案第 86 号は原案のとおり決定をいたしました。

続きまして、報告第 33 号 農地法第 3 条の規定による許可についてを議題といたします。事務局より議案の説明をお願いいたします。

小林事務局長補佐 報告第 33 号 農地法第 3 条の規定による許可(買受適格証明)について報告申し上げます。農地法等議案の 13 ページをご覧ください。番号 1 番の 1 件です。こちらは、本年 8 月 31 日開催の第 7 回総会におきましてご決定をいただき、買受適格者証明を取得した人が競売の落札者となりましたので、改めて農地法第 3 条の申請があったものです。第 7 回総会の際にも説明をさせていただきましたが、申請人が買受申出人となり、農地法第 3 条の許可申請書を提出された場合には、その時点で許可して差し支えないことをご了解いただいております。事務局長専決により処理し、令和 2 年 10 月 7 日付で所有権移転に係る許可証を交付いたしましたので報告申し上げます。ご審議のほど、よろしく願い申し上げます。

議 長 ただいま事務局から報告第 33 号について説明がありました。発言のある方は挙手をしてお願いします。

【質疑なし】

議 長 特にありませんね。報告案件でございますので、ご了解いた

できますようお願いいたします。

続きまして、報告第 34 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について、報告第 35 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について及び、報告第 36 号 農地法第 4 条の規定による農業用施設（2 a 未満）の届出についての 3 件について、事務局より説明をお願いします。

小林事務局長補佐

報告第 34 号 農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による届出について報告申し上げます。農地法等議案の 15 ページをご覧ください。番号 29 番から 17 ページの 37 番までの 9 件です。農地を農地以外に転用する場合には、県知事の許可が必要ですが、市街化区域内の農地はあらかじめ農業委員会に届けばよいことになっております。4 条の転用届出でして、自己転用、いわゆる農地の権利移動を伴わない転用届でございます。いずれも市街化区域内の農地の届け出で、内容につきましては記載のとおりとなっております、書類等に特に問題はなく、事務局長専決により受理しておりますので報告を申し上げます。

続きまして、報告第 35 号 農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について報告申し上げます。19 ページをご覧ください。番号 81 番から 23 ページの 100 番までの 20 件です。同じく市街化区域内の届け出ですが、5 条の転用届で、農地の権利移動を伴う転用届になります。内容につきましては、記載のとおりとなっております、書類等に特に問題はなく、事務局長専決により受理しておりますので報告申し上げます。

続きまして、報告第 36 号 農地法第 4 条の規定による農業用施設（2 a 未満）の届出について報告申し上げます。25 ページをご覧ください。番号 1 番から 3 番までの 3 件です。農業用倉庫等の農業用施設を整備する場合、施設に要する敷地面積が 2 a 未満で要件に当てはまる場合は 4 条許可が不要ですが、農業委員会へ届出書を提出いただいております。内容については記載のとおりでして、書類等に特に問題はなく、事務局長専決により受理しておりますので報告を申し上げます。

以上、報告案件の 3 件について説明いたしました。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

議

長 ただいま事務局から報告第 34 号、第 35 号及び第 36 号についての説明がありました。発言のある方は挙手をお願いします。

【質疑なし】

議

長 報告案件ですので、ご了解いただきますようお願いいたします。
以上で農地法等に関わる事項についての審議が終了しました。

次に、その他委員会業務に関わる事項の議事に移りたいと思いますが、残りわずかですので、休憩なしで、引き続き議事を進めさせていただきますことを了解いただけますか。

【異議なし】

議 長 異議なしと確認させていただきましたので、報告第37号 第5回長野県農業委員会大会における要請決議案についてを議題といたします。事務局から本案件の説明をお願いします。

竹内事務局長補佐 皆さまのお手元にあります資料ですが、報告第37号 第5回長野県農業委員会大会における要請決議（案）についてということで、右上に資料1とあるものをご覧いただきたいと思います。こちらの要請決議の素案につきましては、先月、9月の総会におきまして、皆さまに協議いただきまして、特段、意見はないということで報告したものでございますが、それに基づきまして、長野県農業会議から大会の運営委員会において決定した要請決議案が送付されたものでございます。こちらの資料の最後のページになりますが、大会進行表案をご覧いただきたいと思います。会長及び局長からの挨拶にもありましたが、11月11日に、松本市キッセイ文化ホールで長野県農業委員会大会が行われますが、この進行表の4番で農業委員等功績者表彰があり、長野市から3名の方がステージ上で表彰されることになっています。そして、進行表の8番で農地利用最適化の推進に関する要請決議がありますが、この要請決議案につきましては、県の農業会議から最終案として資料のとおり示されたものでありますので、ご確認をよろしく願いいたします。

議 長 ただいま、報告第37号 第5回県農業委員会大会における要請決議（案）について、事務局から説明をいただきました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明について発言がある方は挙手をしてお願いします。

【質疑なし】

議 長 質問がないようです。報告案件ですので、ご了解いただきますようお願いいたします。

以上で予定した議事が終了しましたので、これで私の議長の任を解かせていただきます。委員の皆さまのご協力、ありがとうございました。

曾根会長代理 青木会長、議長の役、大変ご苦勞様でした。以上で本日の議事が終了となりました。

以上をもちまして第9回総会を終了といたします。皆さま、お疲れさまでした。